

起業者応援事業補助金の申請受付を開始します

町内で起業する中小企業者（起業してから6か月未満含む）を対象に、起業するために必要となる費用の一部を補助します。

【補助対象者】

- ・町内で起業し6か月を経過していない方、または、当該年度中に起業する方
- ・越生町商工会の会員である方
- ・町税等に滞納がない方 など

【補助対象経費】

区分	内容
設備費	事業所等の運営に係る設備等の導入費用
備品購入費	事業実施に必要な備品の購入費用（消耗品を除く）
広告宣伝費	広告、チラシ等の製作及び配布に要する費用
登記費	商号登記や法人設立登記に要する費用
改修費	事務所、店舗、工場等の改修に要する費用

※他制度の補助等を受けておらず、経費の総額が10万円以上であること。

【補助金額】

対象経費の1/2 上限50万円（1,000円未満切捨て）

※1事業者1回限り

【申請方法】

補助金交付請求書に、下記の書類を添えて申請してください。

- ・対象経費の見積書
- ・起業したことが分かる書類（例：営業届出済証明書、登記事項証明書）
- ・営業許可証（必要な場合のみ）
- ・越生町商工会の会員であることが分かる書類
- ・その他、補助対象の内容が分かる写真や図面等の資料

【注意事項】

- ※申請時点で契約や支払、納品等を行っていないこと。
- ※当該年度内に完了する取り組みであること。
- ※申請時に提出できない書類は、実績報告時に提出すること。
- ※必要に応じて現地調査や追加書類の提出および説明を求める場合があります。
- ※申請をお考えの方は、事前に下記までお問い合わせください。
- ※詳しくは、ホームページを参照してください。



図産業観光課 観光商工担当 ☎内線147

「越生町振興計画審議会」の委員を募集します

町では、令和7年度に「第六次越生町長期総合計画後期基本計画」（計画期間：令和8年度～令和12年度）を策定します。この計画は、今後の町のまちづくりの方向性や方策を示す極めて重要な計画となるものです。計画の策定にあたり、広く町民の皆さんのご意見を反映させるため、下記のとおり委員を公募します。

《振興計画審議会の委員》

応募資格 町内在住の18歳以上の方（越生町の特別職の職員で非常勤の方、町議会議員、町職員を除く）

募集人数 2人

採用方法 書類選考

内 容 第六次長期総合計画後期基本計画の調整に関して、必要な調査及び審議

※審議会は令和7年5月から令和8年3月までに5回程度開催する予定です。

報 酬 規定に基づき支給

応募方法 申込書に住所、氏名、電話番号、性別、生年月日、職業、応募の動機（600字～800字程度）

を記入のうえ、令和7年4月30日（水）まで（必着）に提出（メール可）

※申込書は図で配布または町ホームページからダウンロードできます。

図企画財政課 企画担当 ☎内線223

集合狂犬病予防注射を行います

狂犬病予防法に基づき、犬の登録と、年1回狂犬病の予防接種を受けることが義務付けられています。また、鑑札と注射済票を飼い犬の首輪に着けましょう。

日時と場所

日 時	時 間	場 所
4月12日（土）	午前9時30分～11時30分	越生町保健センター
	午後1時15分～3時15分	

料金（1頭） ※つり銭のないようにご協力をお願いします。

	登録済みの犬	初めて登録する犬
登 録 手 数 料	-	3,000円
注 射 料 金	2,950円	2,950円
注射済票交付手数料	550円	550円
合 計	3,500円	6,500円

持ち物

- ・案内ハガキ（登録済みの方に郵送しております）
- ・上記手数料
- ・フンを片付ける道具や袋など

注意事項

- ・予防注射は、生後91日以上の犬が対象です。
- ・首輪、リードをしっかりと付け、犬を制止できる方が来場してください。

その他

- ・動物病院で接種する場合は、病院で受け取った「狂犬病予防注射済証」をまちづくり整備課に提出し、必ず注射済票の交付を受けてください。（交付手数料550円）
なお、動物病院でも手続き可能な場合もありますので、直接病院へお問い合わせください。
- ・犬が死亡したときや住所や飼い主が変わったときなども窓口に届け出が必要です。

図まちづくり整備課 環境管理担当 ☎内線153・156

犬の飼い方と飼育マナーについて

犬の鑑札と注射済票を装着しましょう

鑑札、注射済票は狂犬病予防法により装着することが義務付けられています。飼い犬の首輪に着けましょう。

フンは必ず持ち帰りましょう

犬のフンの放置について、苦情が多く寄せられています。フンの後始末は飼い主の責任です。必ず持ち帰りましょう。

放し飼いはやめましょう

放し飼いは、人に危害を加える恐れがあるほか、事故や病気にあう可能性もあります。絶対にやめましょう。

責任をもって飼いましょう

ペットも私たち同様に命があります。飼い始めたら、責任をもって大切に飼いましょう。

図まちづくり整備課 環境管理担当

☎内線153・156

越生町新生活運動をご存じですか？

葬儀の簡略化を促進するために平成元年から始められた「越生町新生活運動」は、町民の皆さんの協力のもと、葬儀の簡略化について申し合わせ事項を定めています。

香典について

先方の気苦労を軽減させるとともに、弔問者の経済的負担を和らげるため、香典は3,000円以内としましょう。

供花・供物・花輪等について

会葬者は、香典と同じ理由で供花・供物、花輪を自粛しましょう。

お返しについて

香典は、他家の不幸に対して、助けあいのような意味を持って贈られるものです。お返しする場合は、香典の半分以上にしましょう。

なお、その際は、町内の商店や（協）越生町スタンプ会商品券の活用をご検討ください。

図生涯学習課 生涯学習担当

☎内線506